

大阪狭山市における新型コロナウイルス対策に関する市立学校園の休業の基準等

令和2年12月15日改定

大阪狭山市教育委員会

令和2年8月20日付でお知らせしておりました大阪狭山市立学校の臨時休業の基準について、この度令和2年12月3日付文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～(2020.12.3 Ver.5)」に基づいて改定を行いましたので、お知らせいたします。なお、本基準については、今後も感染状況等を踏まえて、必要に応じて改定するものとします。

1. 休業等の基準

	感染が判明	濃厚接触者に特定 (保健所にて特定)	発熱等の風邪症状 あり
園児・児童・生徒本人 (教職員を含む)	治癒するまで出席停止	原則として2週間 出席停止(※1)	自宅で休養 (出席停止)
当該学校園	学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、その感染が広がっているおそれの範囲(学校全体、学年、学級)に応じて臨時休業とする 学校での濃厚接触者がいない場合には、学校の教育活動を継続する	休業としない	休業としない
当該学校園以外の学校園	休業としない	休業としない	休業としない

※1 …… 感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算します。

児童生徒や教職員の家族に濃厚接触者が確認された場合は、保健所等関係機関と相談の上、個別に対応します。

2. 市立学校園の園児・児童、生徒や教職員の感染が判明した場合の公表の方法や範囲等

- ・臨時休業を行う場合は、学校から保護者へ連絡しますが、学校園全体を臨時休業とする場合を除き、公表は行いません。
- ・学校園全体を臨時休業とする場合は、市と当該学校園のホームページにおいて、学校園名と感染者の人数、臨時休業の期間について公表します。学年や学級等は公表しません。